

## コンテンツ専門調査会 企画ワーキンググループの開催について

2 0 0 6 年 9 月 6 日  
コンテンツ専門調査会会長

### 1.開催趣旨

- (1)インターネットのブロードバンド化の進展、放送のデジタル完全移行、IPv6 の普及によるユビキタスネットワークの実現などにより、多様なメディアを通じ多様なコンテンツを利用できる、本格的なデジタルコンテンツ時代が到来する。
- (2)また、2006年度は、コンテンツビジネスの集中改革期間三年間の最終年度に当たるが、改革を実効あるものにするためには、この期間で解決された問題、残された課題などを検証する必要がある。
- (3)このため、コンテンツ専門調査会に、企画ワーキンググループを設置し、中長期的な視野に立ったコンテンツの振興戦略を検討する。

### 2.調査事項

- (1)コンテンツの振興戦略について
- (2)その他

### 3.検討体制

- (1)企画ワーキンググループの委員は、コンテンツ専門調査会の委員のうちから、コンテンツ専門調査会会長が指名する。
- (2)企画ワーキンググループの座長は、コンテンツ専門調査会会長が務める。
- (3)コンテンツ専門調査会会長は、コンテンツ専門調査会の同意を得た上で、企画ワーキンググループの報告をもってコンテンツ専門調査会の報告とすることができる。

## 参考 1

### コンテンツ専門調査会の運営について

2003年10月15日  
2004年2月18日改訂  
コンテンツ専門調査会会長決定

コンテンツ専門調査会（以下「専門調査会」という。）の議事の手続その他専門調査会の運営に関しては、法令及び知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の重要政策課題に関する専門調査会の設置に係る本部決定（平成15年7月8日）に定めるもののほか、以下のとおりとする。

#### 1. 議事の公開について

- （1）専門調査会は原則として公開する。ただし、会長が議事を公開しないことが適当であると判断したときは、この限りではない。
- （2）専門調査会の議事録は、原則として、会議の終了後、速やかに発言者名を付して公開する。

#### 2. 配布資料の公開について

専門調査会で配布された資料は、原則として、会議終了後速やかに公開する。

#### 3. 参考人の招致について

会長は、専門調査会の審議に必要があると認める時は、参考人を招致することができる。

#### 4. 知的財産戦略本部員のオブザーバー参加について

知的財産戦略本部員は、専門調査会にオブザーバーとして参加することができる。

#### 5. 運営事項について

前各項に掲げるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

**コンテンツ専門調査会の公開の手続について****2 0 0 3 年 1 0 月 1 5 日****コンテンツ専門調査会会長決定**

「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の重要政策課題に関する専門調査会の設置について（平成15年7月8日知的財産戦略本部決定）」6．及び「コンテンツ専門調査会の運営について」4．に基づき、コンテンツ専門調査会の公開の手続について以下のように定める。

1．会議の日時・場所・議題を原則1週間前の日までに首相官邸／知的財産戦略本部ホームページ（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/index.html>）及び首相官邸記者クラブに掲示する。

2．傍聴については、以下のとおりとする。

(1) 一般傍聴者

一般の傍聴希望者は、1企業・団体については原則1名とし、開催前々日17時までには内閣官房知的財産戦略推進事務局に登録する。

(2) 報道関係傍聴者

報道関係の傍聴希望者は、開催前々日17時までには内閣官房知的財産戦略推進事務局に登録する。

(3) その他

- ① 傍聴は、基本的に先着順とする。希望者が多数の場合は、事務局の判断で傍聴を制限することがある。
- ② 傍聴者が会議の進行を妨げていると判断した場合には、会長は退席を求めることができる。また、会長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場し、及び、会議を撮影、録画、録音することを禁止する。その他、詳細は、会長の指示に従う。